

# フォトマガジン「PHaT PHOTO」ファンクラブ会員規約

## 第1条 (定義)

「PHaT PHOTO」ファンクラブ (以下「PPF」といいます。) とは、写真雑誌「PHaT PHOTO」(以下「P\*P」といいます。) をお楽しみ頂いている読者の方々が独自に立ち上げた撮影、発表会、交流会などを楽しむグループのうち、株式会社シー・エム・エス (以下「当社」といいます。) が認めたグループ (以下「各グループ」といいます。) の総称です。

## 第2条 (入会)

1. PPF の入会は、各グループごとに、当社に対し、入会申込を行い、当社がこれを認めたときに、当該グループが「PPF 支部」となります。
2. 各グループへの入会は、各グループの入会方法によります。

## 第3条 (活動)

### 1. 当社の活動

- ① 当社は、「P\*P」編集部にて PPF 事務局を置きます。
- ② 当社は、合理的な範囲で、各グループの支部長と連携し、各グループの活動に協力します。
- ③ 当社は、合理的な範囲で、当社が主宰するイベントへの優待、その他の特典の供与などを行います。
- ④ 当社は、各グループに「PHaT」を用いたグループ名の使用を許諾します。
- ⑤ 当社は、各グループの各会員宛に、メールマガジン (無料) を配信します。

### 2. 各グループの活動

- ① 各グループは、「P\*P」の発売時期に合わせた定例会、撮影会、その他イベントや交流会など、年に4回以上を行うものとします。
- ② 各グループは、当社に対し、活動状況、会員数などを報告します。
- ③ 各グループは、「P\*P」のよりよい誌面作りのために、アンケート、取材、その他各種事項に協力します。

- ④ 各グループは、会員の募集を積極的に行うものとします。

#### 第4条 (ルール)

1. 各グループ及び各グループの会員（各グループの会員は最低3名以上とします）は、本規約を遵守するものとします。
2. 各グループが徴収できる会費（名目の如何を問いません）は、1 会員あたり年間 6,000 円までとします。営利目的の会費の徴収は一切許されないものとします。ただし、撮影ツアーなどの場合に会員が各自費用を負担することは除きます。
3. 各グループは、各グループの会員のメールアドレスのみを当社に交付します。その余の個人情報は、当社に交付しないものとします。
4. 各グループは、各グループと各会員との関係を各グループの費用と責任とにおいて管理するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。個人情報の管理も、各グループごとに行うものとします。
5. 「PHaT PHOTO」など当社に既存するロゴの使用は、各グループの公式サイト及び公式ブログ内のみとし、会報誌やその他の印刷物に使用することはできないものとします。但し、各 PPF 支部のロゴの使用は、会報誌やその他の印刷物に使用することができるものとします。
6. 各グループ及び各グループの会員は、PPF の活動に関連して、以下の行為を行わないものとします。
  - ① PPF、各グループ、各グループ会員、「P\*P」、当社、その他の第三者を誹謗、中傷する行為、わけつな行為、イメージを害する行為、公序良俗に反する行為、著作権その他一切の権利を侵害する行為、又は、そのおそれがある行為。
  - ② 別人、別法人、その他の第三者になりすます行為、関係、経歴をごまかす行為、又は、そのおそれがある行為。
  - ③ 選挙運動、宗教活動に関する行為、又は、そのおそれがある行為。
  - ④ 法令に違反する行為。

#### 第5条 (退会)

1. 各グループ又は各グループの会員が本規約を遵守しなかったときは、当会は、当該グループを退会させることができるものとします。
2. 各グループは、1か月前に退会の意思を申し出る方法により、退会することができるものとします。

#### 第6条（運営中止）

当社は、いつでも、事由の如何を問わず、PPFの運営を中止することができるものとする。

#### 第7条（権利の帰属）

1. 当社の PPF 公式サイトに掲載されるファンクラブの画像、文章等の全ての権利は当社に帰属いたします。当社の許諾無く、複製、配布その他一切の使用を禁止いたします。
2. 何人も、当社の許諾無く、「PHaT PHOTO」のロゴを使用したり、「PHaT PHOTO」ファンクラブのロゴを使用することはできないものとします。

#### 第8条（規約の追加、変更等）

本規約の追加・変更は、当社が任意に行うことができるものとします。

以 上